

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年10月4日

大阪税関長 大内聰

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
藤原運輸株式会社 大阪府大阪市西区本田4丁目7番18号	藤原運輸株式会社 鶴町第三倉庫 大阪府大阪市大正区鶴町1丁目1番40号	廃業	—	令和5年9月30日
株式会社フリゴ 大阪府大阪市此花区北港白津1丁目7番11号	株式会社フリゴ 南港物流センター 大阪府大阪市住之江区南港東7丁目2番92号	廃業	—	令和5年9月30日
間口運輸株式会社 大阪府大阪市港区海岸通一丁目5番29号	間口運輸株式会社 第一汐見倉庫 大阪府泉大津市汐見町104番地	廃業	—	令和5年9月30日